

資料 2

平成28年度事業計画（案）

公益財団法人 食の安全・安心財団

(公財) 財団法人食の安全・安心財団 平成28年度事業計画 (案)

I 事業の基本方針

1 活動の基本

食の安全・安心は消費者にとって最大の関心事項であり、安全で高品質の食品を供給することは、食に携わる事業者の責務である。

食品の表示偽装や異物混入事件等は、食品事業者に対する消費者の信頼を大きく損ねると共に、食に対する安心を損ねる結果となっている。また、廃棄した食品が廃棄物処理業者から横流しされ食品として販売されていた事件は、あってはならない行為として社会に不安を与えた。

また、近年は、SNSの普及などにより、様々な情報を個人が広く社会に発信することが可能となり、食の供給を担う関係者は、自らのコンプライアンスの向上とともに、問題が発生した場合の適切な情報提供等、今まで以上に迅速な対応が求められている。

食の信頼を確保するためには、食に関する生産者、加工業者、流通業者、外食業者、消費者等のステークホルダー（利害関係者）をはじめ、行政機関、研究者、メディアが連携し、関係当事者がすべて「一つのプラットフォーム」の上に立ち、「食の安全を守る」という目的を共有して、お互いに信頼関係をともに協力するフィールドが必要である。

公益財団法人食の安全・安心財団（以下、財団）は、このような問題意識を踏まえて、我が国の食の安全の向上及び食に対する社会の信頼の確保に資するため、その活動の目的をステークホルダー間の異なる立場・意見の調整を行うこととし、その活動の中心をリスクコミュニケーションの研究と実施とする。

2 食の安全・安心に関わる取組

(1) 廃棄食品不正転売問題への対応

食品の流通は、工場から製品が消費者に届くまでを動脈流通、工場から排出される残渣などが処理されるまでを静脈流通といわれる。食の品質と安全を確保するためには、この二つの流れを交差させないのが鉄則だが、1月に愛知県で発覚した廃棄物処理業者による廃棄食品の横流し事件は、この鉄則が犯され、廃棄された食品が消費者に販売されていたことから、消費者に不安を与え、食品関係事業者は大きな衝撃を受けることとなった。

環境省は、再発防止に向けた対策を3月に公表した。それによると、廃棄物処理業者に対する行政の検査・監視を強化するとともに、廃棄物処理業者に対しては、処理状況の積極的な情報公開を求め優良事業者の育成・拡大を

図るとしている。他方、排出事業者に対しては、廃棄物をそのまま食品として販売させないための措置を求め、不正転売防止のためのガイドラインを作成する等、新たな対策の強化を進めるとしている。

廃棄物処理法は、排出者自らの責任で廃棄物の適正処理が行われるように措置することを定めており、現状においても、排出事業者が処理を外部に委託する場合は、マニフェストの確認・保管、処理状況の定期的な確認等の責任を果たす必要がある。

廃棄物の適正処理は、食品ロスの削減を併せて、製造、流通、販売、外食にかかわる食品関係事業者の連携が不可欠であり、財団の新たな課題として取り組む必要がある。

(2) 異物混入問題と SNS の対応

事業者は異物混入を防止するための様々な対策を講じているが、現実には根絶することは難しく、異物の混入は避けられない問題となっている。

農林水産省の調べでは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品が年間約 6 4 2 万トンもあるなど、品質に問題のない食品が大量に廃棄されている実態がある。このため、同省が 8 年前に策定した食品業界向けの自主回収などの手引きを 1 月に改訂し、法令違反がなく、健康被害も想定されない場合には、基本的に自主回収は不要との原則を示し、必要以上の回収は食品ロスを発生させることを認識した対応を事業者に求めている。

食品への異物が確認された場合、事業者は、健康被害の可能性、拡大性を考慮して対応を行っており、必要な場合は公表し回収等の措置を講じているが、健康被害の心配がなく、拡大のおそれがない場合は、個別の対応を行って来た。しかし、食品に混入した虫やビニールなど、個人が SNS を通じて拡散させた画像などによる情報がメディアにも取り上げられるなど、消費者に大きな不安を与えることとなった。また、事業者も、事実関係が十分把握出来ないまま、ネット上の情報が先行する状況に、十分な対応が間に合わないという事態もみられた。

財団では、SNS 社会を背景としたネット社会への対応や食品の自主回収の在り方について、関係者と情報を共有するとともに、消費者・事業者双方の理解を得るための方策を検討する。

(3) 輸入食品と安全

TPP (環太平洋パートナーシップ) 協定は、昨年 10 月に大筋合意し、2 月に参加 12 カ国が協定に署名した。

国は、「総合的な TPP 関連政策大綱」(平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合

対策本部決定)において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」としており、消費者庁と農林水産省は共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を1月に設置した。

検討会では、生産者側委員から内向きのT P P対策として加工食品の原料原産地表示の拡大に加え、外食・中食への適用を求める意見が出される一方、消費者側委員からは、安全と安心は区別して考え、実行性と義務化のメリットとデメリットを併せて検討すべきで、長年にわたるこれまでの議論を検証すべきとの意見が出された。また、特定の国に対する一部の人の不安を解消するための義務化には問題があるとの指摘もある。

輸入食品の安全性、特に、中国産食品については、冷凍野菜からの高濃度残留農薬の検出(平成14年)、うなぎ蒲焼きからマラカイトグリーン検出(平成19年)、中国産冷凍餃子の残留農薬による中毒事故(平成20年)、上海の食肉加工会社による使用期限の切れた鶏肉使用問題(平成26年)など、中国産の食品が消費者の信頼を失う事案が相次いで発生した。

中国産食品については、我が国の食品輸入業者が、中国国内での日本向け食品の品質管理を強化しているが、国においても輸入段階での検査を強化するとともに、輸出国政府による監視体制の強化、輸出前検査の実施等による安全管理措置を講じている。結果、輸入段階の検査では、中国産の食品の違反率が特に高いという結果にはなっていない。

財団では、引き続き、客観的データを示して輸入食品に対する情報の提供に努める。

(4) 外食等におけるアレルギー情報の提供に関する自主的取り組み

アレルギー情報は、食物アレルギー患者にとって極めて重要であり、正確であることが求められる。消費者庁の「外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方に関する検討会中間報告」(平成26年12月)では、「情報提供におけるミスは誤食が発生し、生命に関わることもあるため、情報の正確性が最も重要であり、使用する原材料情報の取得など適正な管理措置が取れない場合は、情報提供を行うべきではない」という基本的な考え方を示し、その上で、「患者の症状は様々なため、必ずしも高いレベルの情報提供でなくとも、外食事業者が自らの対応可能な情報提供のレベルを理解した上で情報提供を行うことで患者の選択を広げる可能性」について、事業者の努力を求めている。

財団では、事業者の自主的な取組を推進する立場から、関係団体と連携して幅広い関係者の参加による議論を深めるため、一般社団法人日本フードサ

ービス協会（JF）、一般社団法人日本惣菜協会（惣菜協会）と財団で構成し、全国飲食業生活衛生同業組合連合会（全飲連）の協力で運営する「外食・中食産業等食品表示適正化推進協議会（適正化協議会）」に、昨年8月、「外食等におけるアレルゲン情報推進検討会」を設置、自主的推進に向けて具体的な検討を開始した。

今後、日本フードサービス協会の安全安心委員会等関係団体と連携して、外食産業等における自主的な食品表示の適正化に向けて具体的な検討を行う。

（5）食中毒予防

平成23年のユッケによる腸管出血性大腸菌（O-157）食中毒（100人以上が発症、5人が死亡）、平成24年の浅漬けが原因とされるO-157による食中毒（約170人が発症、8人が死亡）は多数が発症し死者が出る惨事となった。また、冬季には、毎年ノロウイルスによる集団食中毒事故も全国各地で発生している。

特に本シーズンは、遺伝子の変化によりヒトが免疫を持たない新たなウイルスの感染がみられるなど、今年は平成18年から19年にかけての大流行に並ぶおそれがあると警戒されたことから、昨年10月、流行が懸念されるノロウイルスの特徴、現場におけるノロウイルス対策の在り方、感染が疑われる事態が発生した場合の対処方法等について、専門家の解説を踏まえて関係者と意見を交換し情報を共有した。幸い、暖冬の影響もあって大流行は避けられたが、今後も、適切な情報のタイムリーな提供に努める。

（6）食と放射能

財団では、食に対する消費者の信頼を確保するためには、消費者への正確な情報の発信とともに、食に関わるステークホルダーがお互いに意見を交換し認識を共有するためのリスクコミュニケーションが不可欠であるとの考えから、東日本大震災直後から8回にわたって「食と放射能」をテーマとした意見交換会を開催するなど、風評被害払拭に向けた取り組みを行って来た。

震災から5年を経過し、東京電力福島第一原子力発電所の事故による食品の放射性物質の汚染に対する消費者の不安は、生産地で行われている詳細な検査結果が判明するとともに落ち着きを取り戻しているが、影響は今日も続いている。福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業が難航している中で問題の長期化が懸念されており、農水産業の生産活動を通じた福島の復興は、引き続き財団のテーマとして取り組んでいく。

(6) フードディフェンス

平成 25 年に発生した冷凍加工食品への農薬混入事件は、農薬の混入が食品工場内で従業員により故意に行われたことから、これまで国内では類のない事件として、食の安全にかかわる新たなリスクを予見させる問題となった。事業者は故意による人的危害に対して、従来の品質管理とは別の視点から、悪意の加害者に対する安全管理対策（フードディフェンス）の必要性を現実の問題として受け止めざるを得なくなった。

財団では、平成 26 年にフードディフェンスをテーマとした意見交換会を開催しているが、本年 5 月の伊勢志摩サミット、4 年後の東京オリンピック・パラリンピックの開催など、大きな国際行事も予定されており、引き続き、我が国における「フードディフェンス」のあり方について、関係者と情報を共有していく。

(7) BSE 問題

BSE 問題は、今日にみられる食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりの起点であり、財団の活動の原点ともいえるものである。昨年は、日本で BSE が発見されてから 15 年目になることから、12 月に BSE 問題の経緯を明らかにして検証し、教訓とするため、この問題に深く関わった方々を招いての意見交換会を開催した。BSE 問題については、忘却させてはならない出来事として、引き続き、財団の重要な課題として取り組むこととする。

平成 28 年度は、これまでの記録を整理・集成させ、それらを踏まえたリスクコミュニケーション（意見交換会）を実施する。

3 適正な食品表示の推進

(1) 新たな食品表示制度への円滑な移行

消費者が必要とする情報をわかりやすく提供することは、事業者の務めであり消費者の信頼を得るうえでも重要である。中でも食品表示は、事業者が商品の情報を消費者に伝える有効な情報伝達手段であり、消費者にとっては商品を選択するための重要な情報源となっている。

食品衛生法、JAS 法、健康増進法にかかる食品表示の規程を一元化して、昨年 6 月に成立した「食品表示法」は、昨年 4 月に施行（加工食品は 5 年、生鮮食品は 1 年 6 ヶ月の経過措置期間）され、同時に JAS 法に基づく食品表示基準など 58 の基準が「食品表示基準」に一本化された。また、原則として製造所の名称・所在地の記載を必要とする加工食品の製造所固有記号のルールが、4 月 1 日から変更される。

また、TPPの国内対策として加工食品の原産地表示拡大に向けた検討も開始されており、財団では、新たな食品表示制度への円滑な移行とともに、表示制度の見直しに向けた動向について、引き続きわかりやすい情報の発信等に努めることとする。

(2) 景品表示法改正の改正と課徴金制度の導入

消費者庁は、ホテル等で相次いだメニュー表示問題を受け、平成26年3月にガイドライン「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」を公表するとともに、コンプライアンス体勢の確立、監視指導體制の強化等を図るために景品表示法を改正、昨年施行された。さらに、4月からは景品表示法に課徴金制度が導入される。課徴金は、法律に違反した行為で不当に利益を得た事業者に対して、経済的な制裁を与えることにより不正行為の再発を抑止する効果を期待するものであり、景品表示法はこれに加えて消費者への被害回復の促進という目的を加えている。

外食におけるメニュー表示は、消費者目線で現実的な実行ある対応が求められており、財団は、平成26年4月に設置された「JFメニュー表示相談センター」への協力等、適正な表示の推進に努める。

5 財団の体制強化と公益事業の充実

(1) 賛助会員の拡大

食の安全の向上と食に対する社会の信頼確保に資するという財団の役割を果たすためには、食に関わる幅広い関係者の参加と協力が不可欠である。

このため、財団事業への理解と賛同を広め、平成28年度は賛助会員の大幅な加入促進を図ることにより、事業の活性化と財政基盤の強化を図る。併せて、また、賛助会員への情報提供、相談機能等を充実させる。

(参考) 27年度末法人賛助会員数122社(26年度末107社)

(2) 事業活動と執行体制の強化

財団の公益事業を一層推進させるため、研究調査・出版、リスクコミュニケーションの実施・研究等の事業について、財団業務の執行・事務局体制の一層の強化を図ることとする。

II 平成28年度事業計画

1. 主な財団事業

(1) 食の安全・安心に関わるリスクコミュニケーション(意見交換会)及び

その活性化を図る取組の実施

1) セミナー、シンポジウム形式の意見交換会を開催

食の安全・安心に係わる諸問題について、消費者、生産者、事業者、メディア、行政等、幅広いステークホルダーを対象に、専門家を交えたリスクコミュニケーション（意見交換会）を行う。

(参考) 平成27年度に実施した意見交換会のテーマ

- 「ノロウイルスによる食中毒の現状と予防～今年度は厳重な警戒が必要です～」
(10月28日、403名参加)
- 「検証：BSE発生から15年～その経緯と教訓～」
(12月14日、365名参加)
- 「地域資源から地方創生を考える意見交換会～地域食材の需要創造に向けた実需者と生産者の連携～」
(3月16日、91名参加)

2) マスコミ、消費者との情報交換会の実施

マスコミ、消費者団体との継続した関係を構築するために、財団事業の周知、及び食の安全・安心関係の情報発信を目的とした懇談会を実施する。(テーマに応じて日本フードサービス協会と連携)

(2) 食の安全・安心に関わる情報収集、調査・研究

行政、公的機関が公表する食品の安全・安心に関わる情報・資料を常時収集し、財団HPから必要な最新情報を直接アクセスできる、ワンストップ情報収集発信体制をつくる。

また、食の安全・安心に関する消費者の懸念・不安の把握のため、意見交換会等の機会を活用して、消費者の意識・認知についての調査を実施。

外食関係データ及び食の安全等に関わる資料を網羅した「外食産業データ集」「食の安全・安心資料集」を発刊する。

(参考)「外食産業データ集」は編集方針を検討後2015年版・2016年版と合併号も視野に配本予定(平成28年4～5月頃)

2. 補助事業

我が国の食の安全の向上及び食に対する社会の信頼の確保に資するとする財団の目的を果たすため、財団の活動として相応しい国の補助事業については、関係団体とも連携して積極的に企画を提案する。

(参考) 平成27年度実績

- ・国産食材利活用情報提供支援事業(農水省補助事業)

3. その他の事業

(1) セミナー・研修事業等

- 1) 食品表示やリスクマネジメント等に関するセミナー等の開催
 - ① 食品表示リスクマネジメントセミナー
 - ② 危機管理担当者情報交換会
- 2) 食中毒予防等衛生管理及び環境対策に関するセミナー等の実施
 - ① 食中毒予防対策セミナーの開催
 - ② サニタリーマネジメントプロフェッショナル養成講座の開催
 - ③ 環境対策セミナー
 - ④ 環境担当者研修会
- 3) 経営管理人材育成に関するセミナー等の実施
 - ① 教育担当者情報交換会
 - ② 情報システムセミナー
- 4) 市場動向等に関するセミナー等の実施
 - ① アメリカ研修
 - ② 外食産業ビジネスセミナー

(2) 外食産業等に関する調査研究及び情報提供事業等

- 1) 食品産業表示推進支援事業
- 2) 外食産業総合調査研究事業
- 3) 団体・企業等からの受託事業
- 4) 安全・安心関係情報提供事業
(食品の放射性物質に関する情報、食中毒に関する情報、新型インフルエンザ対策等)
- 5) 研修・技能実習制度の検討
- 6) 出版事業

4. 賛助会員の拡大及び財団の体制強化

財団の積極的な活動を推進するため、引き続き法人賛助会員の拡大に努めるとともに、執行体制を強化し、事務局体制の充実を図る。

以上